

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 私立学校法施行規則の一部を改正する省令(文部科学三五)
- 有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(同三六)
- 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令(農林水産八三)
- 犬等の輸出入検査規則の一部を改正する省令(同八四)
- 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則の一部を改正する省令(同八五)
- 地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令
- 農林水産・国土交通二

〔告 示〕

- 鳥獣保護区を更新した件
- 環境九〇、九二、九四、九六、九八、一〇〇
- 特別保護地区を指定した件
- (同九一、九三、九五、九七、九九、一〇一)

一 三 三 三 三 三 三 三 三 三

〔公 告〕

諸事項

官庁

特恵関税、製造たばこ小売定価、基本測量関係事項関係
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
平成十八事業年度財務諸表(独立行政法人国立公文書館、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)、独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求めの公示、首都高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、企業年金基金変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

会社決算公告

三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

省 令

○文部科学省令第三十五号
私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十五条の二の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十月三十一日
文部科学大臣 渡海紀三朗

私立学校法施行規則の一部を改正する省令
私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の一条を加える。

(計算書類の作成)
第四条の四 法第四十七条第一項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する書類(事業報告書にあつては、財務の状況に関する部分に限る。)の作成は、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準その他の学校法人会計の慣行に従つて行わなければならない。

2 法第四十七条第一項に規定する書類のうち貸借対照表については、前項の規定によるほか、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条第二号に掲げる証券若しくは証券を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第一条の三の四に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第六十四条第四項の法人であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に規定する募集又は売出しを行うもの(次項において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

3 法第四十七条第一項に規定する書類のうち収支計算書については、第一項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 私立学校法施行規則の一部を改正する省令(平成十九年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第五号にイからハまでを加える改正規定のうちハ中、「とあるのは」の下に「」を加える。

第九条の二第一項の改正規定の次に次の一条を加える。

第十三条第四項中「第四号」を「第五号イ及びロ」に、「第二項第七号」を「第一項第五号ロ」に改める。

○文部科学省令第三十六号

私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第六十五条の二の規定並びに私立学校法施行規則(昭和二十五年文部省令第十二号)第四条の四第二項及び第三項の規定に基づき、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則を次のように定める。

平成十九年十月三十一日
有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
文部科学大臣 渡海紀三朗

目次

- 第一章 総則(第一条―第十七条)
- 第二章 貸借対照表
- 第一節 総則(第十八条―第二十一条)
- 第二節 資産(第二十二条―第四十条)
- 第三節 負債(第四十一条―第四十八条)